

日本玩具協会会員
ST マーク使用許諾契約者各位

平成 25 年 10 月 4 日
一般社団法人 日本玩具協会

ST2012 第 1 部の一部改定のお知らせ

1. 平成 25 年 10 月 3 日開催の理事会において、ST 基準第 1 部（機械的・物理的特性）が別紙のとおり一部改定されましたので連絡させていただきます。
2. 改定基準の施行日は、平成 25 年 11 月 1 日です。
3. 改定の内容は次のとおりです。
 - (1) 「4.15 安定性及び過荷重」の要求事項に関し、「滑り台、ジャングルジム、シーソーなど」について、安定性に関する「要求事項」（4.15.1.4）と「試験方法」（5.12.4A）を追加する。
 - (2) 「子どもの足が着く乗物玩具等」に係る「横方向の安定性試験」について、適用対象に関し、「座席の高さが地上から 27cm 以上のものに適用する」との「ISO 8124-1」の限定要件を採用する。（4.15.1.1 関連）
 - (3) 「ISO8124-1：2012 版」で修正等のあった箇所を、ST 基準においても追加・修正する。（4.15.1、5.12.4 関連）
 - (4) 「音響玩具」に関し、その適用を除外する項目として、「販売後にインターネット等を通じて追加される音」を追加する。（4.23 関連）
 - (5) その他、用語の表現を合わせる等の訂正を行う。（「ペダル」、「下肢を使用する」などの表現の訂正。）（4.15.1.2、5.12.3 関連）
4. 新旧対照表は、当会の「ST マーク使用許諾契約企業向けホームページ」に掲載されています。

担当：日本玩具協会事務局
山口・中田・小林

4.15 安定性及び過荷重の要求事項

4.15.1 乗物玩具及び座席の安定性

4.15.1.1 から 4.15.1.3 までの要求事項は、60 ヶ月未満の子供を対象とした乗物玩具及び座席付きの静止玩具(プレイ家具など)に適用する。

通常安定した土台のない、球形、円筒形又はその他の形状の乗物玩具(例えば玩具の自転車及び類似の玩具)は、これらの要求事項の対象とはされない。揺り木馬は、これらの要求事項を適用する。

4.15.1.4 の要求事項は、60 ヶ月未満の子供を対象とした、子供の全体重又はその一部を支えるように設計された玩具であって、乗物玩具及び座席付き静止玩具以外のものに適用する。ただし、室内で用いる空気入ビニール製品には、この要求事項は適用しない。

4.15.1.1 横方向の安定性、安定のために足が着く場合(足蹴り式の乗物玩具等)

乗物玩具又は座席の付いた静止玩具で、座席の高さが地上から 27cm 以上あり、子供の下肢又は両足、又はその両方が横方向の動きに関して拘束されておらず、安定させるために用いることができる場合には、5.12.2(安定性試験、安定のために足が着く場合)に従って試験したときにひっくり返ってはならない。

(参考資料 25. 参照)

4.15.1.2 横方向の安定性、安定のために足が着かない場合(電動式の乗物玩具、揺り木馬等)
(略)

4.15.1.3 前後の安定性 (略)

4.15.1.4 子供の体重を支えるように設計された玩具であって、乗物玩具及び座席付き静止玩具以外のものの安定性

子供の全体重又はその一部を支えるように設計された玩具であって、乗物玩具及び座席付き静止玩具以外のもの(滑り台、ジャングルジム、シーソー等)は、5.12.4A(子供の体重を支えるように設計された玩具であって、乗物玩具及び座席付き静止玩具以外のものの安定性試験)に従って試験したとき、ひっくり返ってはならない。

4.15.2 乗物玩具及び座席の過荷重

乗物玩具、座席付き静止玩具、及びその他の子供の全体重又はその一部を支えるよう設計された玩具(滑り台、ジャングルジム、シーソー等)は、5.12.5(乗物玩具及び座席の過荷重試験)及び 5.22.4(車輪付き乗物玩具の動的強度試験)に従って試験したときに、潰れてはならない。

製造者は、動的条件下で座席及び座席の支柱に対する強度を考慮することが推奨される。

(参考資料 27. 参照)

4.23 音響玩具

(略)

この項の要求事項は以下には適用しない。

(略)

- ・イヤホン・ヘッドホンから放出される音
- ・販売後にインターネット等を通じて追加される音

【試験方法】

5.12 安定性及び過荷重試験(4.15 参照) (略)

5.12.3 横方向の安定性試験、安定のために足が着かない場合 (4.15.1.2 参照)

5.12.2(安定性試験、安定のために足が着く場合)に従って試験を行う。ただし、傾斜については、水平面に対し $(15^{+0.5}_{0.0})^\circ$ 傾斜させること。

荷重をかけてから1分以内に玩具がひっくり返るかどうかを観察する。

5.12.4 前後の安定性試験 (4.15.1.3 参照)

乗物玩具は、ハンドルを玩具が最も転倒しそうな位置にして試験する。

揺り木馬については、弓の限界まで動かす。

(略)

5.12.4A 子供の体重を支えるように設計された玩具であって、乗物玩具及び座席付き静止玩具以外のものの安定性試験 (4.15.1.4 参照)

水平面から $10^\circ \pm 1^\circ$ 傾斜した滑らかな面に、子供の全体重又はその一部を支えるように設計された玩具であって、乗物玩具及び座席付き静止玩具以外のもの(滑り台、ジャングルジム、シーソー等)を置く。子供が立ったり座ったりする面に、50kg の荷重をかける。玩具がひっくり返るかどうか調べる。